

質問回答書

件名 シェアリング車両賃貸借

No.	質問日	回答日	区分	対象箇所	質問内容	回答内容
1	令和7年6月10日	令和7年6月16日	仕様書	4 車両仕様及び納入条件 (1) 車両の調達及び市へのリース	・ 契約期間中の車両入れ替え可否（例えば2年毎など）	仕様を満たす車両であれば、甲乙協議のうえで車両の入れ替えは可とします。ただし、車両の入れ替えを理由とした契約金額の変更は行いません。
2	令和7年6月10日	令和7年6月16日	仕様書	4 車両仕様及び納入条件 (2) 公用車としての運用	・ 公用車利用時の点検修理以外の保守管理（車両清掃等）は甲乙どちらか	シェアカーとして使用する前日をメンテナンス日として、午前中に甲において車内の忘れ物の確認と簡易な清掃、給油を行います。午後に乙においてシェアカー使用に向けて必要な保守管理をしても構いません。
3	令和7年6月10日	令和7年6月16日	仕様書	4 車両仕様及び納入条件 (2) 公用車としての運用	・ 燃料費の清算方法は？	GPSで公用車使用時の距離数を測ることが可能な場合は、翌月初めに1か月分の距離数に15円を乗じた金額を乙が甲に請求する。 もしくは、甲の運転日誌に記録された距離数を翌月初めに甲から乙に通知し、当該距離数に15円を乗じた金額を乙が甲に請求する。